

## 特別顧問会議（第18回） 議事要旨

### 1. 開催概要

(1) 開催日時 : 2014年2月19日(水) 15:00～16:30

(2) 開催場所 : 国民生活センター東京事務所 5階特別会議室

(3) 出席者 :

〔特別顧問〕

有馬真喜子 顧問、蔵本一也 顧問、河野康子 顧問、日野正晴 顧問、  
室町正志 顧問、山根香織 顧問

〔国民生活センター〕

松本理事長、山形理事、井守理事、丹野理事 ほか

(備考) 特別顧問会議は、学識経験を有する7人以内で構成し、センター業務の重要事項について審議を行い、理事長に助言することを目的としている。

## 2. 質疑応答

### ※ 表記凡例

「顧問」… 特別顧問からの質疑又は意見

「国セン」… 国民生活センターの回答等

顧問：新しい独立行政法人制度において国センが「中期目標管理型の法人」となったとき、消費者庁との人事交流はどのようになるのか。越境消費者被害への対応や調査研究の実施には人材が必要だが、人員を増やすことはできるのか。

国セン：消費者庁、国センがそれぞれの役割を發揮していく上で双方がプラスになるような形での人事交流を行っていききたい。予算に限りがあるため、増員はなかなか厳しいが、工夫をしていききたい。

顧問：消費者教育において国センは「センター・オブ・センターズ」の役割になるが、文部科学省との連携はどうか。

国セン：学校での消費者教育については、文部科学省や民間団体などとの協力も含めて進めていきたい。特に消費者教育の担い手育成に力を入れていきたい。

顧問：中期目標管理型の法人になり、より一層独自の財源の確保が課題になるのではないか。

国セン：研修や出版物などで収益を得ているところであるが、消費者のための行政であり、どこまでなら社会的に認められるのか線引きが難しい。

顧問：事業者名公表について、手続きは定められているか。

国セン：取引に関する注意喚起において、事業者名を公表する際には、情報提供委員会による審議を経て公表をしている。

顧問：情報提供については、一人でも多く人に届くよう様々なメディアを通じて実施して欲しい。また、越境消費者被害への対応として、情

報を収集し、地方の相談員に届けて欲しい。集団訴訟については、法律施行前の事案についての解決においてADRに期待している。

国セン：情報をどのように届けていくのかは課題。情報が本当に必要な消費者に届けるのが難しい。

顧 問：国センの注意喚起はテレビ等で取り上げられており、引き続き、注意喚起に力を入れていただきたい。

顧 問：越境消費者被害が発生している中、国際的な連携の中で国センが果たせる役割があると思う。グローバルなネットワークを作っていく上でも調査研究がその支えになる。

国セン：アジアや欧米等の関係機関との連携などを進めていきたい。

以 上